9．税金の控除・減免

1）所得税・市県民税の障害者控除 ……………… 40
2）障害者控除対象者認定 ………………………… 41
3）バリアフリー改修に伴う固定資産税の減額 … 41
4）少額貯蓄の非課税制度 ………………………… 42
5）自動車税（環境性能割）（種別割）、
軽自動車税（環境性能割）（種別割）の減免
……………… 42 ～ 45

9.　税金の控除・減免

障がいのある人については、税制上控除又は減免などが受けられるようになっています。

1）所得税・市県民税の障害者控除

区　　分	手続きの方法	提出先
給与所得者	年末調整により申告	勤務先
年金所得者	公的年金等の受給者の扶養親族等申告書により申告	年金保険者
上記以外の人	確定申告や市県民税の申告書により申告 （確定申告の場合は、パソコンやスマートフォンで電子申告する方法もあります。）	税務署又は市役所税料金課

※申告者本人が障がいのある人で前年の合計所得金額が135万円以下の場合、市県民税は非課税になります。（申告には障害者手帳等、障がい等級のわかるものと個人番号のわかるものが必要です。）

障害者控除

申告者本人（以下「本人」といいます。）及び同一生計配偶者※1、扶養親族※2に障がいがある場合に本人の所得金額から控除されます。なお、各手帳は控除を受けようとする年の12月31日時点で交付認定を受けていること。

種　　類	対　　象（等級など）	所得金額から控除される額	
		所得税	市県民税
同居特別障害者 （本人と同居の場合）	身体障害者手帳１級又は２級 療育手帳A判定 精神障害者保健福祉手帳１級 常に就床を要し複雑介護を要する方（寝たきりの方）	７５万円	５３万円
特別障害者 （本人及び上記以外の場合）	身体障害者手帳１級又は２級 療育手帳A判定 精神障害者保健福祉手帳１級 常に就床を要し複雑介護を要する方（寝たきりの方）	４０万円	３０万円
障害者	身体障害者手帳３～６級 療育手帳B判定 精神障害者保健福祉手帳２級又は３級	２７万円	２６万円

（注）※１.「同一生計配偶者」とは、本人と生計を一にする配偶者で、合計所得金額が58万円以下の人をいいます。

※２.「扶養親族」とは、本人の配偶者以外の生計を一にする親族で、合計所得金額が58万円以下の人をいいます。
上記の「生計を一にする」とは、勤務、就学、療養のための別居も含め、日常生活に必要な金品を共にしていることをいいます。
扶養等判定の合計所得金額については、現行法令に基づき記載をしています。
令和８年度税制改正の大綱より所得税は令和８年分から、住民税は令和９年度から62万円以下となる見込です。

申告・問い合わせ
所得税については
小松税務署
☎0761-22-1171
市県民税については
市役所税料金課市民税グループ
☎72-7815 FAX72-7990

2）障害者控除対象者認定

要介護認定を受けている65歳以上の人で、障害者手帳をお持ちでない人でも、障がいのある人等に準じると認定されると、所得税や市県民税の申告時に、障害者控除を受けることができます。

〈対象者〉

控除を受けようとする年の12月31日時点で要介護認定を受けている65歳以上の人で身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けられる程度の障がいがある人

申し込み・問い合わせ
市役所介護福祉課
☎72-7864 FAX72-1665

3）バリアフリー改修に伴う固定資産税の減額

障がいのある人等が居住する住宅を令和13年３月31日までの間に、次の要件を全て満たすバリアフリー改修した場合は、申告により改修が完了した年の翌年度分の固定資産税が減額されます。（都市計画税は減額されません。）

〈要　件〉

①新築後10年以上経過した住宅（居住部分が1 ／ 2未満の家屋及び賃貸住宅を除く。）であること。（改修後の住宅の床面積が40㎡以上240㎡以下であること。ただし、令和8年3月31日までは50㎡以上280㎡以下。）

②次のいずれかに該当する改修工事が行われたこと。
　通路又は出入口の拡幅、階段の勾配の緩和、浴室又はトイレの改良、手すりの取付け、床の段差の解消又は滑り止め化、引き戸への取替え

③バリアフリー改修に要した費用のうち、補助金等を除く自己負担額が50万円超であること。

④次のいずれかに該当する人が居住していること。
・65歳以上の人
・介護保険法による要介護認定又は要支援認定を受けている人
・障がいのある人

〈減額の内容〉

居住部分の床面積が100㎡以下の場合はその全部が、100㎡を超える場合は100㎡相当分が、本来の固定資産税額の２/ ３に減額されます。

対象となる住宅が既に同じ減額の適用を受けたことがある場合又は住宅に対する別の減税措置の適用を受けている場合には適用されません。

ただし、同時に省エネルギー改修が行われた場合は、併せて軽減措置を受けることができます。

〈申告の期限〉

改修工事が完了した日から3か月以内に必要書類を提出。

申告・問い合わせ
市役所税料金課
固定資産税グループ
☎72-7816 FAX72-7790

4）少額貯蓄の非課税制度

銀行預金等（マル優)、利付国債（特別マル優）の限度額（各350万円）までの利子は非課税となります。手続方法は金融機関へ障害者手帳又は証書等及び医療保険証等、住所、氏名、生年月日等を確認できる公的書類を提示してください。

申し込み・問い合わせ
各　金　融　機　関

5）自動車税、軽自動車税の減免

身体障がいのある人等が取得又は所有する（納税義務者である）車で、身体障がいのある人等が運転又はその家族（生計を一にする親族）や介護者（市町で常時介護者の認定を受けた人）が身体障がいのある人等の通学、通院、通所、通勤、生業、その他日常生活に必要不可欠な利用のために運転する自家用車については、一人につき１台に限り税金の減免を受けることができます。（減免を受けるには、申請が必要です。）

～注意事項～

1　身体障がいのある人等とは、身体障がいのある人、戦傷病者、知的障がいのある人、精神障がいのある人をいいます。

2　障がいに応じた手帳をお持ちでない人や、お持ちの手帳が減免の障がい範囲（次ページ参照）に該当しない人は減免を受けることができません。

3　知的障がいのある人、精神障がいある人、年齢18歳未満の身体障がいのある人の場合は、家族が所有する（納税義務者である）車でも減免可能です。

4　自動車税又は軽自動車税の減免を受けた人は、重度障害者福祉タクシー利用料金の助成を受けることができません。

＜名義変更により車を取得した場合＞

名義変更により車を取得した場合、その年度の自動車税及び軽自動車税は課税されません。（４月１日現在の所有者等が納税義務者になります。）翌年度から課税されることとなりますので、翌年度の４月１日から納期限までに減免申請を行ってください。

＜自動車の登録形態による納税義務者＞
①所有者　県税太郎（身体障がい者）→納税義務者
　使用者　県税太郎（身体障がい者）
②所有者　県税太郎（身体障がい者）→納税義務者
　使用者　県税花子
③所有者　石川自動車会社（割賦販売契約等により所有権を留保されている場合）
　使用者　県税太郎（身体障がい者）→納税義務者

減免の障がい範囲

障がいの区分		障がいの級別	
視覚障害		身体障害者手帳	1級から5級までの各級
聴覚障害		身体障害者手帳	2級及び3級
平衡機能障害		身体障害者手帳	3級及び5級
音声機能障害		身体障害者手帳	3級 （頸部に気管孔を設け呼吸しなければならないものに限る。）
上肢不自由		身体障害者手帳	1級及び2級
下肢不自由		身体障害者手帳	1級から6級までの各級
体幹不自由		身体障害者手帳	1級から3級までの各級及び5級
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能障害 （一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く。）	身体障害者手帳	1級及び2級
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	移動機能障害	身体障害者手帳	1級から6級までの各級
心臓機能障害		身体障害者手帳	1級及び3級
じん臓機能障害		身体障害者手帳	1級及び3級
呼吸器機能障害		身体障害者手帳	1級及び3級
ぼうこう又は直腸の機能障害		身体障害者手帳	1級及び3級
小腸の機能障害		身体障害者手帳	1級及び3級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		身体障害者手帳	1級から3級までの各級
肝臓機能障害		身体障害者手帳	1級から3級までの各級
知的障がい			療育手帳A（重度・最重度）
精神障がい			精神障害者保健福祉手帳1級

※複数の障がいがある場合は、障がいの区分ごとの等級により判断します。

申請手続

＜自動車税＞

①新規に自動車を取得した場合（名義変更を除く。）

	申　請　日	申請書提出先	減　免　額
1	登録するとき（登録の日）	石川県税務課分室	全　額
2	登録の日の翌日から、当該年度の２月末日まで	石川県税務課 小松県税事務所	申請日の翌月から月割で計算した額（登録の日の属する月末までに申請した場合は全額）

②４月１日現在で既に自動車を所有している場合

	区　分	申　請　日	申請書提出先	減　免　額
1	３月３１日現在減免要件に該当	自動車税納期限内	石川県税務課 小松県税事務所	全　額
2		納期限後から当該年度の２月末日まで		申請日の翌月から月割で計算した額
3	４月１日以後に減免要件（手帳交付等）に該当	減免要件該当日から当該年度の２月末日まで		

＜軽自動車税＞

４月１日現在で既に軽自動車を所有している場合

	区　分	申　請　日	申請書提出先	減　免　額
1	４月１日現在減免要件（手帳交付等）に該当	軽自動車税納期限内	市役所税料金課	当該年度分から全額
2		納期限後から当該年度の３月末日まで		申請の翌年度分から全額
3	４月２日以後に減免要件（手帳交付等）に該当	減免要件該当日から当該年度の３月末日まで		

＜提出書類＞

種　　類	申　請　に　必　要　な　書　類　等
本　人　運　転	①納税通知書又は車検証（※軽自動車税の場合、納税通知書は不要です。） ②身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳（原本） ③運転者の運転免許証（表裏のコピー可）、マイナ免許証のみの場合はマイナンバーカード（要：暗証番号） ④申請書（申請書提出先にあります。） ⑤納税義務者のマイナンバーカード又は通知カード（写し可） （※自動車税（軽自動車税の場合のみ）の場合、不要です。）
家　族　運　転	上記の①～⑤ ⑥世帯全員の住民票（続柄の表示されているもの。別世帯の場合は各世帯の住民票に加え、戸籍抄本等の続柄のわかるもの。また、運転者が別居の場合は住民票等と併せて健康保険被保険者証、源泉徴収票、税申告書等の写し等、障がいのある人等と生計を一にする親族であることを確認できるもの。） （※軽自動車税の場合は不要） ⑦自動車使用目的証明書（次のいずれかに該当することの証明書） ア　通学（園）証明書……学校（園）長の証明 イ　通院証明書……医師の証明 （症状や通院頻度が記載され継続的な通院が認められるもの） ウ　通所（勤）証明書……所長（雇用主）の証明 エ　生業証明書……民生委員、町会長等の証明 ○通学、通所には児童福祉施設等に入所し週末等に月2回以上一時帰宅する際の送迎を含む。 ※⑥、⑦については発行から2か月以内であること。
介　護　者　運　転	上記の①～⑦ ⑧介護者の住民票（発行から２か月以内であるもの） （※軽自動車税の場合は不要） ○介護者運転の場合、身体障害者手帳等に常時介護者※として証明を受けた者の氏名等の記載があること。 ※常時介護者・・・次のいずれにも該当すること ①介護期間が少なくとも１年以上あること ②週３回程度障がいのある人の通学、通院、通所、通勤、生業に自動車を運転すること

＜自動車税の減免に関する問い合わせ先＞

	所　　在　　地	電　話　番　号
石川県税務課	金沢市鞍月1丁目１番地（行政庁舎６階）	076-225-1273 FAX076-225-1275
石川県税務課 （自動車税グループ分室）	金沢市直江東１丁目２番地 石川県自動車会館１Ｆ	076-239-3631 FAX076-239-3635
小松県税事務所	小松市園町ハ１０８番地の１（石川県小松合同庁舎内）	0761-23-1713 FAX0761-23-0963

＜軽自動車税の減免に関する問い合わせ先＞

市役所税料金課 （税料制グループ）	加賀市大聖寺南町ニ４１番地	72-7814 FAX72-7990